

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
岩国市	神東地区 (神東集落・天神集落・原集落・公門所集落・大畑集落・舟木集落)	令和3年3月23日	令和5年3月30日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	96.0 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	48.0 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	29.0 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	7.0 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	10.0 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	4.0 ha
(備考)	

注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。

注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。

注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。

注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

- ・若年層の営農が少ない。圃場整備されておらず、大型機械の導入が難しいことも1つの要因にある。
- ・鳥獣害の被害が多い。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

神東集落・天神集落・原集落・公門所集落の農地利用については、中心経営体である認定農業者と認定新規就農者、集落営農の3経営体が担うほか、認定農業者、認定新規就農者が担えない農地は、その他の中心経営体が農地の集積・集約を行う。

大畑集落・舟木集落の農地利用については、新規就農者や農業後継者が帰って就農しやすいよう効率的な農地集積ができるよう集落で協力し対応することとするが、農地の引き受け先が見つからない場合は、農地中間管理機構などを活用していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。

注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	7人		0.94 ha		4.96 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

【農地の貸付等の意向】

将来的にリタイアを希望する耕作者の農地があることから、引受先について検討していく必要がある。

【農地中間管理機構の活用】

新規就農者に対して、農地中間管理機構を活用して農地を貸し付けていく。
高齢化や傷病により農地の管理ができない場合は、農地中間管理機構を通して、入作や規模拡大を希望する農業者に対し、優先的に斡旋する。

【新規就農者の経営安定に向けた取組み】

新規就農者に対する支援制度を活用するとともに、新規就農者が円滑に農業ができるよう地域が協力し、経営の安定化を図る。
後継者が現在の担い手の耕作規模を維持していくため、担い手による営農指導など、後継者のスキルアップを図っていく。

【鳥獣被害防止対策の取組み】

猟友会と連携し、被害状況の確認や捕獲体制の構築に取り組む。また市で行っている鳥獣害防止対策事業補助金を利用し、電気柵や防護ネット等の設置を促す。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。